

事務所費一覽

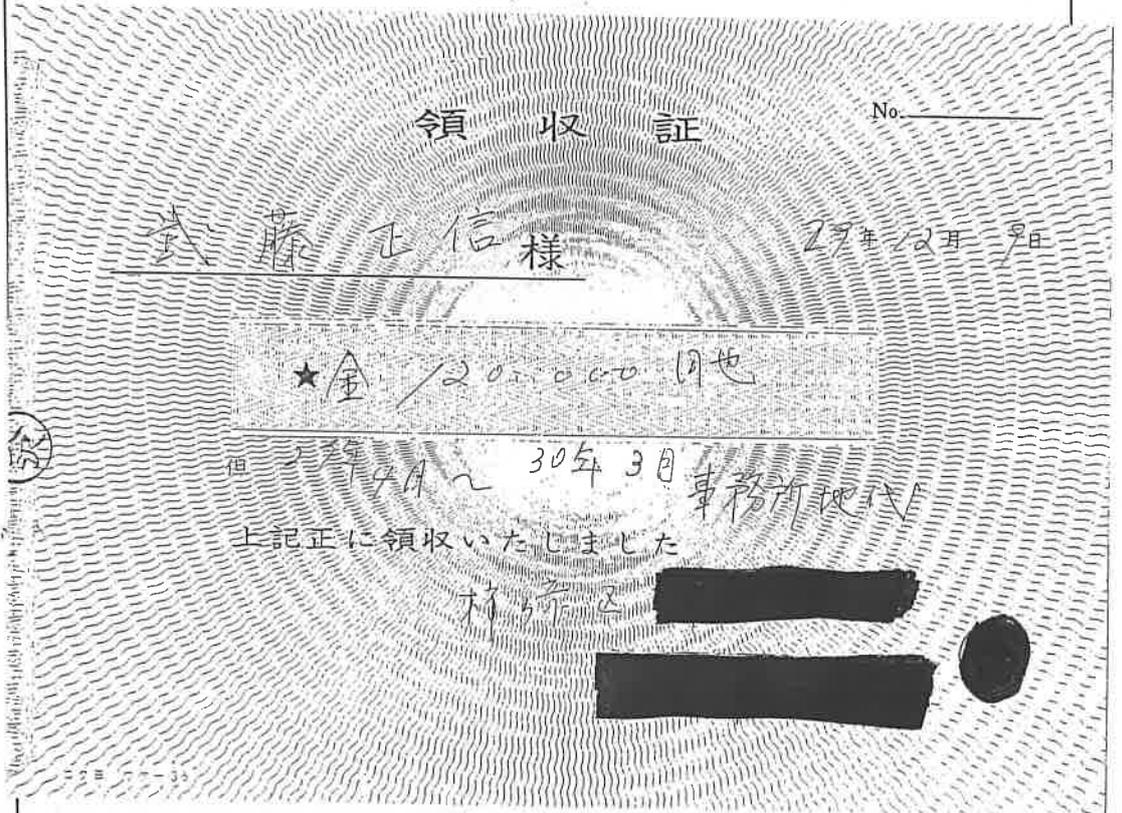
合計額 120,000 円

(出金日)				経費(摘要)	金額(円)	領収書等No.
年	月	日				
1	29	12	9	事務所土地賃借料	120,000	①
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
小計					120,000	

政務活動費出金票

出金日	平成29年12月9日
項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費
摘要	事務所土地賃借料
金額	120,000円

明細
領収書



平成 30 年 4 月 10 日

理 由 書

議員氏名(会派名) 武藤 正信



下記の理由により「政務活動費の手引き」の按分割合によらず支出したので報告します。

支払金額	120,000円
理 由	事務所の地代については、契約書の通り月額10,000円で1年間(12万円)借用している。 政務活動でのみ使用していることから120,000円を政務活動費から支出するもの。

※合理的に説明できる理由を記載すること。



土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] 賃借人 武藤 正信 とは、次に表示の土地(以下、「本件土地」という。)につき、賃貸借契約を締結した。

土地の表示

所在 新潟県上越市柿崎区柿崎1211

地目 雑種地

地積 2,000平方メートル

第1条(土地の用途)

賃借人は、本件土地をプレハブ事務所及び駐車場の目的のみに使用するものとする。

第2条(賃料)

本件土地の賃料は月額金10,000円也とし、賃借人は毎年度初めに現金にて支払うものとする。

第3条(敷金)

賃借人は、賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条(賃貸借期間)

賃貸借期間は、平成24年 4月 1日から10年間とする。

第5条(契約の更新)

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の6ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条(事前承諾)

賃借人は、次の場合には、賃貸人の書面による事前承諾を受けるものとする。

- ① 本件土地の用法又は使用目的を変更するとき
- ② 本契約に基づく賃借権の他への譲渡又は転貸をするとき

第7条(明け渡し)

1. 本契約の終了の後には、賃借人が本件土地を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。
2. 明け渡し時に本件土地上に残留物があつた場合には、賃借人が所有権を放棄したものとし、賃貸人が賃借人の費用負担において適宜処分することができる。
3. 賃借人は賃貸人に対し、明け渡しに際して立退料その他一切の金銭の請求をしないものとする。

第8条(解除)

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があつたときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠つたとき
- ② 賃貸人の承諾なく本件土地の用法又は使用目的を変更したとき
- ③ 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があつたとき
- ④ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があつたとき
- ⑤ その他本契約に違反したとき

第9条(連帯保証人)

連帯保証人は、賃借人が賃貸人に対して本契約により負担する一切の債務につき保証し、賃借人と連帯して履行の責を負う。

第10条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条(信義則)

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年〇月28日

賃貸人:住所 新潟県上越市

氏名

賃借人:住所 新潟県上越市柿崎区猿毛1072-2

氏名 武藤 正信